

総務省作成資料

平成28年2月10日

総務大臣表彰について

地域社会を支える各種団体や地方創生の担い手に対する表彰制度として、総務省では「自治会等
地縁による団体功労者総務大臣表彰」や「ふるさとづくり大賞」といった表彰制度を設けている。

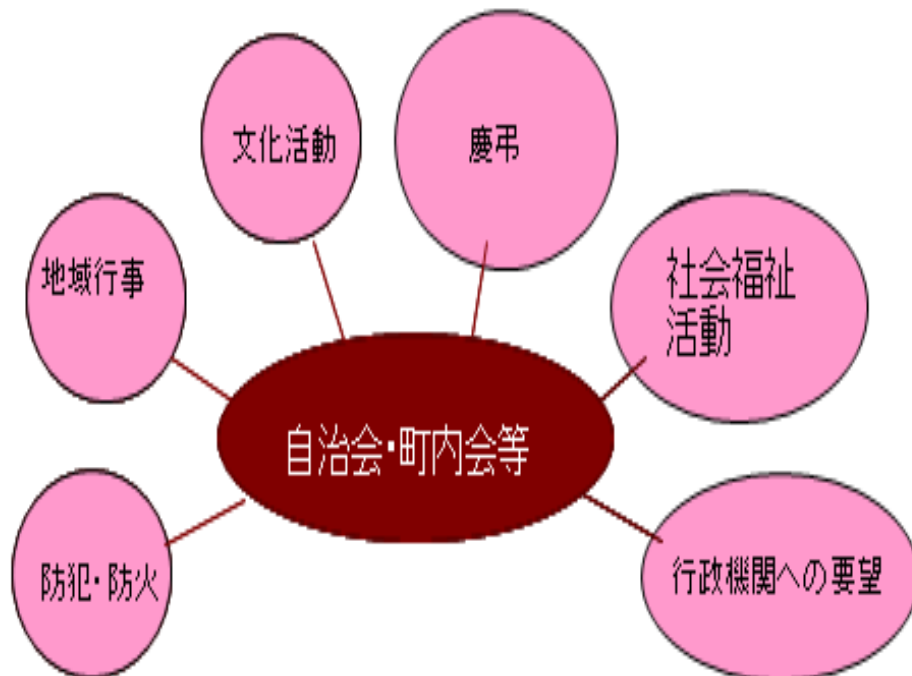
| 大臣表彰名 | 対象 | 平成27年度表彰実績 |
|------------------------------|----------------------------------|--|
| 自治会等 地縁による団体 功労者総務大臣表彰 | 地縁による団体の代表者等として 長年にわたり功績のあった方 | 都道府県推薦31名 指定都市推薦18名 全国自治会連合会推薦23名 (計72名) |
| ふるさとづくり大賞 | 「ふるさと」をより良くしようと頑張る 団体、個人 | 大賞1団体、優秀賞1名 奨励賞1団体 団体表彰18団体 地方自治体表彰3団体 個人表彰4名 試験研究機関表彰2団体 (計25団体、5名) |

自治会・町内会等とは

自治会・町内会等の果たす役割

- 地域における社会生活の基盤をなす住民組織
- 住民相互の親睦、地域防災体制の確立、環境美化・清掃活動などについて献身的に活動
- 住民相互の親睦融和と住民福祉の増進に寄与
- 地域住民と行政との架け橋

【自治会・町内会等活動イメージ】



～自治会・町内会等とは～

- 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（自治会、町内会、町会、部落会、区会、区など）
- 区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行っている
- 全国で298,700の自治会・町内会等が存在（平成25年4月1日現在の総務省調べ）

自治会等地縁による団体功労者総務大臣表彰について（1 / 2）

< 目的 >

地縁による団体の代表者等として長年にわたり功績のあった方について自治会等地縁による団体功労者総務大臣表彰規程に基づき表彰を行うもので、平成13年度から実施している（平成11・12年度は前身である「地縁による団体功労者感謝状」）。平成13年度以降の「自治会等地縁による団体功労者総務大臣表彰」における表彰総数は690名。

< 選考基準 > 地縁による団体功労者総務大臣表彰規程（抜粋）

第二条 表彰は、次の各号の一に該当する者として都道府県、指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市をいう。以下同じ。）又は全国自治会連合会が推薦する者につき、総務大臣が行う。

- 一 地縁による団体（地方自治法第二百六十条の二第一項に規定する地縁による団体をいう。以下同じ。）の代表者として通算十五年以上在職し、地域的な共同活動を通じて良好な地域社会の維持及び形成に顕著な功績があったと認められる者。ただし、この規程により既に表彰を受けた者は除く。
- 二 都道府県又は指定都市を単位とする地縁による団体の連合組織の代表者として通算七年以上在職し、地域的な共同活動を通じて良好な地域社会の維持及び形成に顕著な功績があったと認められる者。ただし、この規程により既に表彰を受けた者は除く。
- 三 前二号に掲げる者のほか、地域的な共同活動を通じて良好な地域社会の維持及び形成について、前二号に掲げる者と同等の顕著な功績があったと認められる者。ただし、この規程により既に表彰を受けた者は除く。

自治会等地縁による団体功労者総務大臣表彰について（2 / 2）

< 選考方法 >

- 都道府県・指定都市（各1名まで）・全国自治会連合会（※）（20名程度）から推薦のあった個人の中から総務大臣が決定。

< 受賞者 >

- 平成27年度は都道府県推薦31名、指定都市推薦18名、全国自治会連合会推薦23名の計72名が受賞。

※ 全国自治会連合会

- 目的

会員相互の連絡を密にして、住民自治組織の発展向上に努め、もって地域住民の福祉の向上と豊かな地域社会づくりに寄与することを目的とする。

- 会員

各都道府県を単位とする住民自治連合組織（自治会、町内会、区長会、総代会、その他地域住民による自治組織の連合体をいう。）で、本会の目的に賛同するもの。

ただし、住民自治連合組織が結成されていない都道府県にあっては、市町村を単位とする住民自治連合組織で、本会の目的に賛同するものも会員とすることができる。

- 加盟自治会数

加盟自治会数 84,036団体（平成27年4月1日現在）

【地縁団体の総数】 298,700団体（平成25年4月1日現在）

ふるさとづくり大賞について

< 目的 >

全国各地で、それぞれのところをよせる地域「ふるさと」をより良くしようと頑張る団体、個人を表彰することにより、ふるさとづくりへの情熱や想いを高め、豊かで活力ある地域社会の構築を図ることを目的として、昭和58年度から実施している。

平成26年度から「ふるさとづくり」の活動に携わる方々の励みとなるよう、大賞として、内閣総理大臣表彰を創設することとなり、名称を「ふるさとづくり大賞」とした（平成27年度で33回目。表彰総数1,004）

< 選考基準 >

- (1) 先進性・独自性 他の模範となる先進的な取組、ユニークさ、創意工夫、地域独自の歴史的・地理的・社会的特性を活かした取組 等
- (2) 継続性 活動の継続、効果や実績の定着 等
- (3) 発展性 規模の拡大や内容の多様化、他地域への波及 等
- (4) 自主性 自主的・主体的な取組 等
- (5) 協働性・連携性 住民と行政の協働、住民との連携、国や県との連携 等
- (6) 効果 住民の満足度、地域経済の活性化、雇用の創出、新たな地域文化の創造、地域の知名度やイメージの向上 等
- (7) その他 各表彰の種類に関する優れた功績がある 等

< 選考方法 >

○ 都道府県から推薦のあった団体、地方自治体及び個人の中から、「ふるさとづくり懇談会（座長：月尾嘉男 東京大学名誉教授）」が審査を実施、その意見を踏まえ、総務大臣が受賞者を決定

< 受賞者 >

○ 平成27年度は、大賞1団体、優秀賞1名、奨励賞1団体、団体表彰18団体、地方自治体表彰3団体、個人表彰4名、試験研究機関表彰2団体の計25団体、5名が受賞